

令和5年門審第15号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和4年5月2日09時17分

宮崎県大島南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総トン数	12トン	3.1トン
登録長	12.75メートル	9.08メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	448キロワット	220キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配し、同室前部中央右舷寄りに舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦レバー、左舷側にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備した、まぐろはえなわ漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和4年5月2日08時00分宮崎県油津港を発し、大島南方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、GPSプロッター及び1.5海里レンジのコースアップ表示としたレーダーを作動させ、油津港南方沖合を南下し、09時11分鞍埼灯台から293度（真方位、以下同じ。）1,830メートルの地点で、前方を一見して他船を見掛けず、針路を162度に定めて自動操舵とし、機関を全速力前進にかけ、7.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

針路を定めた直後、a受審人は、食事をとることとし、操舵室床に腰を下ろした姿勢で大島西方沖合を続航した。

09時13分a受審人は、鞍埼灯台から280度1,570メートルの地点に達したとき、正船首950メートルのところ、Bを視認でき、同船が錨泊中であることを示す形象物を表示していないものの、船首を北方に向けてほとんど移動しない様子から、錨泊していることが分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定めたときに前方を一見して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思ひ、

操舵室床に腰を下ろした姿勢のまま食事をとり続け、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Bを避けることなく進行した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、09時17分鞍埼灯台から243度1,400メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その左舷船首部がBの左舷船首部に前方から7度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配し、同室前部中央左舷寄りに舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦レバー、舵輪の前方にGPSプロッターをそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備えたFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、同人の親族1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日08時00分油津港を発し、大島南西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、釣り場に到着し、08時40分前示衝突地点で、水深約40メートルの海中に重さ約15キログラムのステンレス製四爪錨を投げ、直径12ミリメートルの合成繊維製錨索を約70メートル伸出して船首のたつに係止し、黒色球形形象物を表示せずに、機関を停止して船首を北方に向けて錨泊を開始した。

b受審人は、船尾甲板で両舷に渡した板に腰を掛け、船尾方を向いて、同乗者と共に釣りを始めた。

09時13分b受審人は、衝突地点で、船首が349度を向いていたとき、左舷船首7度950メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近す

る状況であったが、航行中の他船が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b 受審人は、注意喚起信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに錨泊を続け、09時17分少し前船首至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が349度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは左舷船首部外板に擦過傷を生じ、Bは左舷船首部外板に亀裂を生じたが、後に修理された。

(航法の適用)

本件は、大島南西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、衝突地点は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、大島南西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、大島南西方沖合において、漁場に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を定めたときに前方を一見して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないも

のと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行してBとの衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、大島南西方沖合において、釣りをを行うため錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて同船との衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年11月15日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁